

亀山市告示第135号

亀山市罹災者見舞金等支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年5月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市罹災者見舞金等支給要綱の一部を改正する告示

亀山市罹災者見舞金等支給要綱（平成17年亀山市告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（被害の<u>確認</u>）</p> <p>第6条 前条第1項各号の被害の<u>確認</u>は、<u>市長又は消防長が行うものとする。</u></p> <p>（<u>その他</u>）</p> <p>第7条 <u>この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>（被害の<u>認定</u>）</p> <p>第6条 前条第1項各号の被害の<u>認定</u>は、<u>消防長又は自治会長の証明により行うものとする。</u></p> <p>[条を加える]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。